

# 国民年金基金年金請求書(記入例)

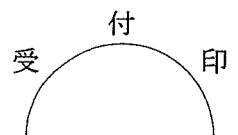
届書コード		平成 24年 5月 1日 提出	
5101	新規		
5111	再		
① 加入員番号			② 氏名・印
フリガナ キキン 氏 基金			タロウ 名 太郎 印
1300000000000000			③性別 ④ 生年月日
			①男 ⑤昭和 2:女 7.平成 210401
⑤ 郵便番号		⑥ 住所	
フリガナ トウキョウ		ミナト	
1060000		東京 都道府県 市郡 港 区町村	
住所			⑦ 日中連絡がつく電話番号
フリガナ ロッポンギ 六本木〇-〇-〇			03 (5411) 0000
⑧ 年金の払渡を希望する金融機関	① ゆうちょ銀行以外 ② ゆうちょ銀行	⑧ 年金	⑨ 金融機関(ゆうちょ銀行含む)の証明
		銀行 信連 本店 金庫 農協 六本木 本所 信組 信漁連 支店 漁協 支所	金融機関コード 店コード 預金種目 口座番号(右づめで記入)
1又は2のどちらかの欄を記入してください		通帳記号 通帳番号(右づめで記入)	①普通 ②当座 1234567
			年金銀行 六本木支店印
⑩ 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給していますか			
1 全部繰上げて受給中      2 一部繰上げて受給中      ③ 受給していない			
⑪ 国民年金の老齢基礎年金の支給が停止されていますか			1 はい      ② いいえ
年金加入期間			
・厚生年金 月      ・共済組合 月      ・特定警察職員等 月			
老齢基礎年金の受給権発生日 平成 年 月			

〈この請求書に添える書類等〉

1. 請求される方の生年月日が確認できる戸籍の抄本または市区町村の証明書(住民票等)を添付してください。
2. 加入員証(添えることができないときはその理由書)を添付してください。
3. 老齢基礎年金を繰上げ受給している方は、その年金証書の写し  
または支給額変更通知書の写しを添付してください。
4. 共済年金に20歳以前より加入されていた方は共済年金の年金加入期間確認通知書の写しも添付してください。

記入上の注意

1. ①~⑪欄を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
2. ②欄の押印は請求される方が自ら署名する場合には必要ありません。
3. ⑨欄は、年金の受け取りを希望される金融機関の窓口で証明を受けるか、預金通帳の写し(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナ等が記載された部分)  
又は、預金口座の口座番号等を明らかにすることができる書類を添付してください。



## 国民年金基金年金請求書の記入方法

- ① 国民年金基金加入員証に記載されている加入員番号を記入してください。
- ②～⑥ 氏名、性別、生年月日、郵便番号及び住所を、フリガナを含めて記入してください。
- ⑦ 国民年金基金連合会から問い合わせができる電話番号を記入してください。
- ⑧ ゆうちょ銀行以外の金融機関で年金の支払を受けたいときは、記入例のように「1」を○で囲み、金融機関名、支店名等を記入してください。また、預金種目を○で囲み、預金通帳の口座番号を記入してください。ただし、総合口座の場合は「1」を○で囲んでください。  
ゆうちょ銀行で支払いを受けたいときは、「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。
- ⑨ 年金受取を希望する金融機関の窓口で、⑧の内容について証明の印鑑等を受けるか、通帳の写し（氏名・口座番号が確認できる部分）を添付してください。
- ⑩ 国民年金の老齢基礎年金を繰り上げ受給（65歳前からの受給）しているかたで、全部繰り上げ受給をしているときは「1」を、一部繰り上げ受給をしているときは「2」を、繰り上げ受給をしていない（65歳からの受給）ときは「3」を○で囲んでください。  
なお、繰り上げされた場合の年金額は、65歳に到達するまでの間は付加年金相当額となります。（単価140円～200円×基金納付月数、全部繰り上げの場合）  
※ 65歳になりましたら年金額が改定となります（あらためてご本人様からの請求は必要ありません）。改定時に年金額改定通知書を発送いたします。

### （参考）一部繰上げができる対象者

加入年金	一部繰り上げ対象生年月日	年金決定通知書・月数	備考
厚生年金	男性：昭和16年4月2日～ 昭和24年4月1日生まれ 女性：昭和21年4月2日～ 昭和29年4月1日生まれ	第2号の保険料納付 済期間等の厚生年金 保険月数	老齢基礎年金を 一部繰り上げさ れた方
共済組合	昭和16年4月2日～ 昭和24年4月1日生まれ	第2号の保険料納付 済期間等の共済組合 月数	老齢基礎年金を 一部繰り上げさ れた方
特定警察 職員等	昭和22年4月2日～ 昭和30年4月1日生まれ		老齢基礎年金を 一部繰り上げさ れた方
国民年金	無し	月数は関係なし	

年金は、経過した分をお支払いいたします。先払いはしておりません。また、受給権発生月の翌月分から年金が支払われることとなります。

年金のお支払いは、年金額が12万円以上の場合は年6回（偶数月）、12万円未満の場合は年1回となります。

- ⑪ 65歳時点で国民年金の老齢基礎年金を停止（障害基礎年金を選択した場合など）されているときは「1」を、停止されていないときは「2」を○で囲んでください。65歳未満で年金を受けられる方は、「2」を○で囲んでください。